



# 佐賀県公報

平成16年  
3月26日  
(金曜日)  
第 12434号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 告 示

- 結核予防法に基づく指定医療機関の辞退
- 結核予防法に基づく医療機関の指定
- 都市計画事業変更の認可

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する公示

(商 工 課) 三

- 開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進課) 六

- 佐賀県有財産の売払いに係る一般競争入札

(公 告) 六

- 人事委員会事項

(公 告) 八

- 平成十六年度警察官A採用佐賀県試験の実施

### 正 誤

- 佐賀県告示第二百三十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、  
次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があつた。

平成十六年三月二十六日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第二百三十七号  
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、  
指定医療機関として次のものを指定した。

平成十六年三月二十六日

佐賀県知事 古川康

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
陣内内科・小児科クリニック	らいふ薬局医大通り店	平成一五・一一・三
大井樋調剤薬局	佐賀市本庄町本庄一〇二番地一	平成一五・一一・三
神田胃腸科内科医院	佐賀市蓮池町大字蓮池三六五番地七	平成一五・一二・四
北村歯科医院	佐賀市神野東二丁目五番二六号	平成一五・一二・三
タカトリ薬局大財店	佐賀市大財三丁目五番一〇号	平成一四・一・三一
福田脳神経外科病院	佐賀市本庄町本庄一二二三六番地	平成一六・二・四
神埼保険調剤薬局	佐賀市元町一〇八六番地	平成一五・一〇・三
藤井内科小児科	鳥栖市元町一〇八六番地	平成一六・一・三一
三輪堂医院	唐津市大石町二四一四番地	平成一五・一一・一
古賀歯科医院	唐津市和多田大土井一〇番三三号	平成一六・一・三一
中山医院	藤津郡太良町大字多良一五六四番	平成一五・一二・三
西部歯科医院	三養基郡上峰町坊所八六〇番	平成一六・二・二九

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	チヨダ薬局
陣内内科・小児科クリニック	佐賀市若宮三丁目五番一七号	平成一五・一二・一	ハシムラ歯科医院
おかむら歯科医院	佐賀市昭栄町三〇番	平成一六・一・五	なかみぞ歯科クリニック
神田胃腸科内科医院	佐賀市蓮池町大字蓮池三六五番地	平成一五・一二・五	唐津市和多田用尺三八四一番地一
あおば薬局	佐賀市蓮池町大字蓮池三六五番地	平成一五・一二・一	唐津市和多田用尺三八四一番地一
北村歯科医院	佐賀市本庄町大字本庄一〇二番一	平成一六・一・一	東松浦郡呼子町大字殿ノ浦一一六番地一
タカトリ薬局大財店	佐賀市大財三丁目五番二六号	平成一六・二・一	平成一六・二・二五
森永歯科医院	佐賀市駅前中央二丁目六番八号	"	さよがわ薬局
才ガサワラ薬局	佐賀市西与賀町大字厘外一五九六番地二三	平成一五・一二・一	前谷薬局アルファ
医療法人社団恵真会下平歯科医院	佐賀市神野西三丁目一番二二号	平成一六・二・一	さよがわ薬局
福田脳神経外科病院	佐賀市本庄町本庄一二三六番地	平成一六・二・五	誠心堂薬局本店
神埼薬局本店	佐賀市神埼町大字田道ヶ里二二七一番地五	平成一五・一一・一	伊万里市伊万里町甲二五九番地三
千代田歯科診療所	神埼郡千代田町大字崎村六三九番地三	平成一六・一・五	伊万里市伊万里町甲二五九番地三
なかた歯科医院	鳥栖市原古賀町七〇七番一	平成一五・一一・一	平成一六・三・一
医療法人三輪堂医院	鳥栖市元町一〇八六番地	平成一六・二・一	平成一六・二・二
健和薬局	鳥栖市和多田用尺三八四一一番二	平成一五・一二・一	平成一六・二・二
藤井内科小児科	唐津市大石町二四一一番地	平成一五・一一・一	平成一六・二・一
医療法人古賀歯科医院	唐津市和多田大土井一〇番三三号	平成一六・二・一	平成一六・二・一
<p>●佐賀県告示第二百三十八号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。</p> <p>平成十六年三月二十六日</p> <p>一 施行者の名称 佐賀県知事 古川 康</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 鹿島市</p> <p>鹿島都市計画下水道事業 鹿島市公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和六十二年三月二日から 平成十九年三月三十日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>			

## ○ ◇ 叫

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条

第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覽に供します。

平成16年3月26日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド三日月店・マックスバリュ三日月店

小城郡三日月町大字長神田大寺2231番地

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前)

ホームワイド三日月店

(変更後)

ホームワイド三日月店・マックスバリュ三日月店

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

イオン九州株式会社

代表取締役 松井博史

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(変更後)

(ア) イオン九州株式会社

代表取締役 松井博史

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(イ) マックスバリュ九州株式会社  
代表取締役 坂野邦雄

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(3) 変更した年月日  
平成16年2月26日

(4) 変更する理由  
土地及び建物の取得のため

2 届出年月日  
平成16年2月27日

3 関係書類の縦覧  
(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間  
平成16年3月26日から  
平成16年7月25日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年3月26日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(イ) 多久地域主導型ショッピングセンター

多久市北多久町大字小侍456番地

(2) 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後8時まで

(変更後) 24時間 (マックスバリュ九州株式会社)

午前10時から午後8時まで (その他26者)

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで

(変更後) 24時間 (一部午前9時30分から午後8時30分まで)

(3) 変更する年月日

平成16年3月6日

(4) 変更に係るもの以外の事項

① 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

(ア) 株式会社カリーノ

代表取締役 馬場 英治

熊本市安政町1番2号

(イ) 株式会社多久ショッピングプラザ

代表取締役 林口 民雄

多久市北多久町大字小侍456番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

(ア) マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野 邦雄

(イ) 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
株式会社アステイ  
代表取締役 細田 信行(ウ) 広島市西区商工センターニ丁目15番1号  
株式会社ミドリ薬局  
代表取締役 百崎 文弘(エ) 鹿児島市東闇町5番12号  
株式会社三喜  
代表取締役 八木下 真司(オ) 千葉県柏市中央町2番8号  
有限会社リフォーム三光サービス  
代表取締役 宮崎 栄二(カ) 福岡市早良区田隈三丁目67番2号  
株式会社ミヤコ  
代表取締役 山下 一朗(キ) 福岡市早良区城西三丁目21番1号  
株式会社タツミヤ  
代表取締役 曲渕 恵美子(ク) 東京都八王子市暁町一丁目32番13号  
株式会社ヨネザワ  
代表取締役 米澤 房朝(ケ) 熊本市水前寺六丁目1番38号  
株式会社佐賀玉屋  
代表取締役 田中丸 善亮(コ) 佐賀市中の小路2番5号  
株式会社原楽局  
代表取締役 原 理恵

(ト) 福岡市西区今宿六丁目3番201号

(サ) サンカクヤ株式会社

代表取締役 高田 誠一

福岡県大牟田市手鑓1181番地

(シ) 株式会社セリア

代表取締役 河合 宏光

岐阜県大垣市本今五丁目74番地

(ス) 株式会社東商ストア

代表取締役 田中 堅吾

多々市東多々町別府2663番地

(セ) 株式会社フランソア

代表取締役 杉原 昇

福岡県柏原郡新宮町緑ヶ浜三丁目1番1号

(ナ) 株式会社村岡屋

代表取締役 村岡 央麻

佐賀市馴南本町3番18号

(タ) 株式会社山輝園

代表取締役 伊藤 輝博

藤津郡嬉野町大字不動山甲455番1号

(チ) 株式会社ナカニシ

代表取締役 中西 弘

鳥栖市富安2番70号

(ツ) 株式会社アリギス

代表取締役 永井 隆造

多々市北多々町大字多々原184番5号

(テ) 林口 民雄

多々市北多々町大字小侍456番地

(ト) 國田 邦彰

多々市北多々町大字小侍771番7号

(サ) 南里 汎

多々市北多々町大字小侍1045番22号

(シ) 飯盛 英幸

多々市北多々町大字小侍724番5号

(ス) 橫尾 利一

多々市北多々町大字小侍804番地6号

(セ) 吉原 文隆

多々市北多々町大字小侍596番地

(ナ) 川下 廣一

多々市北多々町メイプルタウン6番9号

(タ) 角田 美樹

武雄市武雄町富岡11680番2号

(チ) 相場 努

多々市北多々町大字小侍1375番10号

(ツ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

11,000平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

屋外駐車場(建物西側) 36台

屋外駐車場(建物敷地北側) 403台

(計) 439台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物北側 94台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物東側 206.8平方メートル

## エ. 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物南側 7.2立方メートル  
建物南側 22.2立方メートル

建物東側 16.6立方メートル  
建物東側 7.2立方メートル

建物東側 9.3立方メートル  
建物東側 4.8立方メートル

計 67.3立方メートル

## ④ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5箇所 建物敷地北側、西側、南側

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

2 届出年月日

平成16年3月5日

3 関係書類の縦覧

## (1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課  
総務課

## (2) 縦覧期間

平成16年3月26日から  
平成16年7月25日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、  
意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した  
意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番  
59号）に到着するよう提出してください。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為  
に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年3月26日

佐賀県知事 古川 康  
1 開発区域に含まれる地域の名称  
三養基郡基山町大字園部字三ヶ敷369番及び370番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡県大野城市東大利二丁目7番29号

市原誠治

## ○ 縦 覧 申 請 書

佐賀県有財産の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

平成16年3月26日

佐賀県知事 古川 康  
1 入札に付する物件の表示並びに現地説明会及び入札の日程

物件番号	区分	物件の名称 及び概要	所在地	参考価格 (千円)	現地説明会の 日時(場所: 物件所在地)	入札の 日時 (場所: 新行政棟10階教育 庁内会議室)
1	工作物	(名称) 物見やぐら (西) (面積) 42.12m <sup>2</sup> (構造等) 木造・葺葺 き (設置日) 平成元年10 月31日	神埼郡神埼町 大字鶴子下の 辻4番地 (吉野ヶ里歴 史公園地内)	138	平成16年4月 9日(金) 説明開始 13:30	平成16年4月 16日(金) 説明開始 13:30 受付終了 13:50 入札開始 14:00

2	工作物	(名称) 物見やぐら (東) (面積) 20.00m <sup>2</sup> (構造等) 木造・葺草 き (設置日) 平成元年10 月31日	神埼郡三田川 町大字田手字 三本杉2403番 地1 (吉野ヶ里歴 史公園地内) 15
---	-----	---	--

## 2 売却に当たっての条件等

- (1) 平成16年5月31日までに当該物件の撤去を完了すること。
- (2) 当該物件の撤去に伴う解体、運搬等の費用は落札者が負担すること。
- (3) 当該物件を公序良俗に反するような目的で使用しないこと。

## 3 現地説明会場及び入札会場

## (1) 現地説明会場

物件所在地（現地）。ただし、物件が吉野ヶ里歴史公園内に所在し、入園手続が必要となるため、歴史公園センターのゲート前に13時20分に集合してください。

なお、現地説明会に不参加の者が入札に参加した場合は、現地説明会における説明事項についてすべて承知しているものとみなします。

## (2) 入札会場

佐賀県庁新行政棟10階 教育庁内会議室

ただし、4に定める入札参加申込期限までに入札参加申込みがない場合は、現地説明及び入札を行いません。

## 4 入札参加申込み

入札の参加希望者は、必ず平成16年4月8日（木）までに佐賀県教育庁文化課吉野ヶ里遺跡班に申込んでください。

## 5 入札の参加資格等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者は、入札に参加することができません。
- (2) 代理人として参加する場合には、委任状を提出してください。

## 6 入札保証金

- (1) 現金
  - (2) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手等（詳細は末尾の問い合わせ先に問い合わせください。）
- なお、入札保証金の返還は、入札終了後とします。ただし、落札者については、契約締結時まで預かり、契約締結時に契約保証金に充当します。

## 7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者
  - (2) 入札に関し不正な行為を行った者
  - (3) 入札書の金額、氏名、印鑑等について誤脱又は判読不可能なものを作出した者
  - (4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入類が不足する者
  - (5) 1人で2以上の入札を行った者
  - (6) 代理人でその資格がないもの及びその資格について本県の確認を受けていないもの
  - (7) 郵送、電信等による入札を行った者
  - (8) その他入札に関する条件に違反した者
- 8 入札の中止
- 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。
- (1) 入札に参加し、及びこれに關係を有する者が、共謀結託その他の不正を行い、又は行おうとしていると認められたとき。
  - (2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。

## 9 その他必要事項

(1) 入札参加者は、印鑑を持参してください。

(2) 落札者は、契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を納付してください。  
なお、契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期限までに代金を納入してください。

## 10 入札案内書の配布及び入札に関する問い合わせ先

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県教育庁文化課吉野ヶ里遺跡班 (電話0952-25-7233)

## ○ 人物概要併記欄

佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号)第6条第1項の規定により、次のことおり採用試験を行います。

平成16年3月26日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

- 1 試験の区分  
警察官A(男性) 特別及び警察官A(女性) 特別
- 2 受験資格  
次の要件を満たす者とします。

区分	警察官A(男性) 特別	警察官A(女性) 特別
性別	男性	女性
年齢	昭和49年4月2日以降に生まれた者	

## 学歴 次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成16年9月30日までに卒業見込みの者イ 防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、職業能力開発大学校(長期課程に限る。)、気象大学校(大学部に限る。)その他の人事委員会がアと同等と認める学校を卒業した者又は

平成16年9月30日までに卒業見込みの者

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 佐賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 第1次試験

- (1) 試験の実施日  
平成16年5月16日(日曜日)
- (2) 試験地  
佐賀県立佐賀工業高等学校(佐賀市)
- (3) 試験種目及び内容  
試験種目及び内容については、次のことおりとします。

試験科目	内容
教養試験	警察官として必要な一般的知識及び知能についての五枝折一式問題50問による筆記試験を行う。

体力試験	立幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、時間往復走及び握力の5種目の実施する。
身体測定	警察官としての職務遂行上必要な身体を備えているかどうかを測定する。
(4) 第1次試験合格者発表	平成16年5月27日（水曜日）に、佐賀県庁の掲示板及び佐賀県警察本部前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。
4 第2次試験	
(1) 試験の実施日	平成16年6月上旬～中旬（予定）
(2) 試験地	第1次試験合格者に文書で通知します。
(3) 試験種目	論文試験、面接試験、適正検査、身体検査及び試験調査
5 最終合格者発表	平成16年7月上旬に、佐賀県庁の掲示板及び佐賀県警察本部前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。
6 採用候補者名簿及び採用方法	採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を成績順に記載します。
7 受験申込書の交付	採用は、この名簿を任命権者に提示し、その中から任命権者が行います。
(1) 交付場所	佐賀県人事委員会事務局、佐賀県福岡情報センター、東京事務所、大阪事務所及び佐賀県警察本部警務課並びに佐賀県内各警察署、交番及び駐在
8 受験申込書の提出先	佐賀県警察本部警務課（郵便番号 840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号）
9 申込みの受付期間及び受付時間	受験希望者は、受験申込書及び受験票に所定の事項を記入し、受験票に返信用の50円切手をはり付けて（インターネットからダウンロードし官製はがきに印刷して使用する場合は除く。）提出してください。
(1) 受付期間	平成16年3月26日（金曜日）から平成16年4月16日（金曜日）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。
(2) 受付時間	なお、郵送による場合は、4月16日（金曜日）の消印のあるものまで受け付けます。
10 聞い合わせ先	8時30分から17時まで
佐賀県人事委員会事務局	郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 県庁内 電話 直通 0952-25-7241

平成16年3月26日(金)

佐賀県公報

第12434号

10

佐賀県警察本部警務課

郵便番号 840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号

電話 代表 0952-24-1111 内線 2652、2653

○ 出 譲

平成十五年十一月一日付け佐賀県公報号外第一号中訂正

頁	箇 所	謹	正
4	下段 右から二行目及 び五行目	最高号給	職務の級における最高の号給

購読料  
一年三六八〇円(送料共)  
申込先  
佐賀県総務部総務課事課

平成十六年三月一十六日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)